

# 乳幼児感染予防策加算について

**6歳未満対象** この改訂による患者さまの自己負担はございません。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、6歳未満の乳幼児の外来診療においては、特に手厚い感染症対応が必要であることを踏まえ、必要な対策を講じた場合に「乳幼児感染予防策加算」が厚生労働省の定めにより算定されることになりました。(令和3年9月までは100点、10月以降は50点となる予定)

当院では、乳幼児の方も安心して受診していただけるよう、以下の対策を実施しております。

## 1 アルコール消毒剤の設置

乳幼児の方にも手指消毒および手洗いをお願いいたします。

## 2 体温測定の実施

患者さまだけでなく、付添の保護者の方にも検温を実施しています。

## 3 体調問診の実施

来院された方、全員に問診票をご記入いただき、感染リスクを把握するよう努めます。  
流行状況を踏まえ、家庭内、保育所等に感染兆候のある人がいたかどうかを確認します。

## 4 診察室の使い分けの実施

診察室を3室用意し、状況に応じた使い分けを行います。

## 5 一処置、一手洗いの実施

患者さまごとに毎回、手指消毒および手洗いを行います。

## 6 環境消毒(手の触れる場所の消毒)の実施

院内の高頻度接触面(ドアノブ・椅子)など特に小児が触れる可能性が高い箇所は清拭消毒を行います。

ご来院の患者さまのご協力のもと、今後とも感染対策を講じた診療を行ってまいります。